

新潟・長野県  
以外の店舗で  
必要です。

年 月 日

年 月 日

長岡市長様

特別徴収義務者  
名 称

所 在 地

指定番号

### ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について

貴市、市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店(金融機関)として、次のゆうちょ銀行又は郵便局に、指定通知書を提出しましたので通知します。

記

名称 郵便局  
ゆうちょ銀行 店

所 在 地

(特別徴収義務者→長岡市)

ゆうちょ銀行

郵便局長  
店長 様

新潟県長岡市長 磯田 達伸  
(公印省略)

### 指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税特別徴収税額払込取扱店(金融機関)に指定いたしましたので、通知します。

記

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1 口座番号   | 00650-3-960085 |
| 2 加入者の名称 | 長岡市会計管理者       |
| 3 取りまとめ店 | 長野貯金事務センター     |

(特別徴収義務者→ゆうちょ銀行・郵便局)

◎ ゆうちょ銀行又は郵便局の指定について

●特別徴収税額の納入に、新潟・長野県以外のゆうちょ銀行又は郵便局を初めて利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名を御記入のうえ、そのゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。なお、この場合「ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について」を長岡市役所財務部市民税課にてお送りください。  
●過去に利用されたゆうちょ銀行又は郵便局は、本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を再度提出する必要はありません。